

江戸川区アーチェリー協会 規約

2018年4月15日現在

江戸川区アーチェリー協会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本協会は、江戸川区アーチェリー協会と称する。

第2条 (事務局)

本協会の事務局は、東京都江戸川区松本一丁目35番1号江戸川区体育会事務所内に置く。

第3条 (組織)

本協会は、東京都アーチェリー協会の江戸川区における総括団体である。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

本協会は、アーチェリー競技の普及と振興を図るとともに、心身の健全な発展に寄与し、あわせて会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第5条 (事業)

本協会は、前条の目的を達成するために次の諸事業を行う。

- (1) 東京都アーチェリー協会及び江戸川区体育会が実施する事業への支援
- (2) アーチェリーの普及及び選手の育成、派遣
- (3) 各種大会及び各種講習会の開催
- (4) 本協会の目的達成あるいは事業の遂行に功績のあった者に対する表彰
- (5) その他、本協会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

第6条 (会員)

本協会の会員に関する事項は、「江戸川区アーチェリー協会会員規程」に定める。

第4章 役員

第7条 (役員)

本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

2 前項のほか、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

第8条 (役員の仕事)

会長は、本協会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、これを代理する。
- 3 理事長は、会務を遂行し、総会及び理事会を招集する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある場合には、これを代理する。
- 5 理事は、総会及び理事会の決議事項を遂行する。
- 6 監事は、会計を監査し、その結果を理事長に報告する。

7 相談役及び顧問は、本協会の運営上の重要事項に関して諮問に応じる。

第9条（役員を選任）

会長、副会長、相談役及び顧問は、理事会において推挙し、総会の承認を得る。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 副理事長は、理事長が理事の中から指名し、理事会の承認を得る。

4 理事及び監事は、総会において選出する。ただし、欠員を生じた場合には、理事会において任命できる。

第10条（役員任期）

第7条第1項に定める役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

第11条（理事の役職及び職務）

理事の役職名及び職務は、次のとおりとする。

(1) 総務担当理事

- ① 総会、理事会等の議事の記録保存
- ② 行事、競技会、講習会等の開催に関し必要な交渉及び支援
- ③ 新規入会者への会員証発行及び名簿作成など会員管理

(2) 財務担当理事

- ① 記帳及び会計管理
- ② 資産の管理
- ③ 監事への会計報告を毎年提示

(3) 事業担当理事

- ① 各種事業の企画
- ② 会員への通信連絡など広報事務
- ③ 定例競技会の得点の記録保存

(4) 指導担当理事

- ① アーチェリーの普及及び指導、会員の技術向上支援
- ② 備品の点検整備及び補充

第12条（専門委員）

本協会は、会務遂行のため必要がある場合は、理事会の議決に基づき専門委員を置くことができる。

第5章 会議

第13条（総会）

総会は、本協会の最高決議機関であり、次の重要事項を審議し決定する。

- (1) 会長、副会長、相談役及び顧問の推挙及び役員を選出
- (2) 決算の承認及び予算の決定
- (3) 事業報告の承認及び事業計画の決定
- (4) その他、本協会の運営に関する重要事項の決定

2 総会は、年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上から要請があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

3 議長は、出席者の互選によりその都度選出する。

第14条（理事会）

理事会は、総会に付議すべき事項及び本協会の会務遂行上必要と認められる事項を審議する。

2 理事会は、原則として毎月1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合または理事3名以上から要請があった場合には、臨時理事会を招集しなければならない。

第15条（会議の成立）

総会及び理事会は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ委任状を提出したものは出席者とみなす。

第16条（議決）

総会及び理事会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第17条（議事録）

総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 会計

第18条（経費）

本協会の収入は、次の経費をもって充てる。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業収入
- (3) 各種の補助金及び寄付金
- (4) その他の収入

第19条（臨時支出）

臨時支出は、理事会の承認を要する。

第20条（会計年度）

本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 補則

第21条（規約の改廃）

本規約の改正または廃止は、総会の承認を要する。

第22条（細則）

本規約に基づく細則は、理事会において決定し施行する。

附則（昭和46年4月1日規約制定）

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附則（昭和48年4月1日一部改正）

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附則（昭和63年4月17日一部改正）

この規約は、昭和63年4月17日から施行する。

附則（平成28年4月17日一部改正）

この規約は、平成28年4月17日から施行する。

附則（平成29年4月16日一部改正）

この規約は、平成29年4月16日から施行する。

附則（平成30年4月15日一部改正）

この規約は、平成30年4月15日から施行する。

（付記）

協会創立 昭和40年4月1日

体育会加盟 昭和46年4月1日

江戸川区アーチェリー協会会員規程

第1条（目的）

この規程は、江戸川区アーチェリー協会（以下、「本協会」という。）規約第6条に基づく会員について必要な事項を定める。

第2条（会員資格）

本協会の会員は、本協会の目的に賛同し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 江戸川区に在住または在勤、在学している者（高校生以下は、親権者の同意が必要）
- (2) 本協会が適当と認めた者

第3条（入会手続き）

本協会の会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、同時に入会金及び会費を納入しなければならない。

第4条（入会金と会費等）

入会金及び1年間の会費は、次のとおりとする。なお、高校生以下は原則として、スポーツ安全保険に加入し、登録料を別途納入する。

- (1) 入会金 1,500円
- (2) 会費 年6,000円（学生の場合は、年4,800円）
- 2 会費は、毎年度1年分を前納一括払いとする。ただし、途中入会した場合は、月割りとする。
- 3 会費納入後は、その理由の如何を問わず返金しない。

第5条（会員証）

毎年、会員に対し会員証を発行する。

- 2 有効期間は、毎年4月1日から1年間とする。ただし、途中入会した場合は、当該月から翌年3月末日までとする。
- 3 会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できない。
- 4 会員は、会員証を紛失した場合には、速やかに本協会へ申し出なければならない。
- 5 会員は、入会申込時に届け出た住所及び連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに本協会へ申し出なければならない。

第6条（会員資格の喪失）

会員は、次のいずれかに該当した場合に資格を失う。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 会費を1年以上未納した場合
- (3) 本人が死亡した場合
- (4) 除名された場合

第7条（除名）

本協会は、会員が次のいずれかに該当すると認めた場合、理事会の承認を得て、会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を棄損し、または本協会の目的に反する行為があった場合
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合
- (3) その他、本協会が会員として適当でないと判断した場合

第8条（規則の遵守）

会員は、この規程のほか、本協会が定めるその他の規則を遵守しなければならない。

第9条（個人情報の取扱い）

本協会は、会員の個人情報を本協会が実施する事業及び行事にのみ使用するものとし、目的以外には一切使用しない。

第10条（補則）

この規程に定めのない事項は、理事会において決定し施行する。

第11条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、平成28年4月17日から施行する。

江戸川区アーチェリー協会倫理規程

第1条（目的）

この規程は、江戸川区アーチェリー協会（以下、「本協会」という。）に関わる全ての関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、会務遂行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程の対象となる者（以下、「役員等」という。）は、本協会規約及びその他の規則に定める次の個人とする。

- (1) 役員及び専門委員
- (2) 本協会が承認している指導員
- (3) 会員

第3条（基本的責務）

役員等は、本協会規約第4条に定める目的を達成するため、関係法令、規約及びその他の規則を厳格に遵守することはもとより、志の高い倫理観に従って、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

第4条（遵守事項）

役員等は、前条の基本的責務に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング、薬物乱用等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 会計処理に関し、決して不適切な処理や不正行為を行ってはならない。
- (5) 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
- (6) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

第5条（倫理委員会）

この規程の実効性を確保するため、本協会内に必要に応じて倫理委員会を設置する。

2 前項の倫理委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、理事長とする。
- (2) 委員は、委員長が理事の中から若干名任命する。その他、必要に応じて委員長が第三者を指名することができる。

第6条（違反による処分等）

役員等が第4条に定める遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、理事会は直ちに調査を開始する。調査の結果、役員等に本規程に違反する行為があったと認められる場合は、倫理委員会の意見を聴取したうえで、理事会の決議により処分を行うものとする。ただし、この場合、理事会で決議する前に、当事者に弁明の機会を与えなければならない。

第7条（不服申し立て）

被処分者は、処分について異議がある場合は、理事長に対し再調査を求めることができる。なお、不服申し立てが可能な期間は、処分通知日の翌日から起算して30日以内とする。

第8条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2019年4月21日から施行する。

把握